

(証券コード6279)

2022年4月26日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号

株式会社 瑞光

代表取締役社長 梅 林 豊 志

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、お願い申しあげます。議決権行使書又はインターネットによって議決権を行使いただく場合の行使期限は、2022年5月16日（月曜日）午後5時15分までとなります。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年5月17日（火曜日）午前10時開会 |
| 2. 場 所 | 大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号
当社本社（当社は、2021年11月17日に本店所在地を大阪府摂津市から大阪府茨木市に移転いたしましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更しております。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第59期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |




以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.zuiko.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。



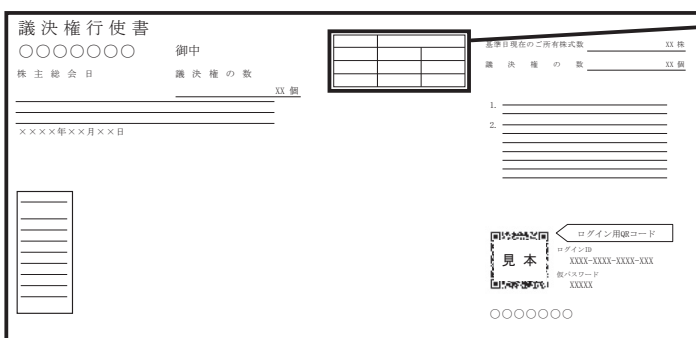
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p style="text-align: center;">株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">開催日時</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2022年5月17日（火曜日） 午前10時</p>	 <p style="text-align: center;">議決権行使書用紙で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2022年5月16日（月曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p style="text-align: center;">インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2022年5月16日（月曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>
---	---	--

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事前に議決権行使書用紙の郵送又はインターネットで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 XX 股
 ××××年××月××日

議決権の数 XX 股

1. _____
 2. _____

ログイン用QRコード
 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 股パスワード XXXXX

見本
 ○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

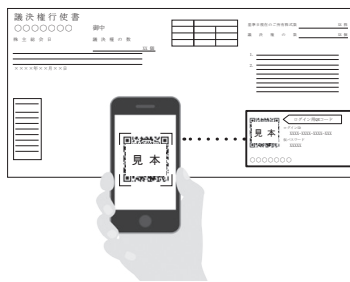
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

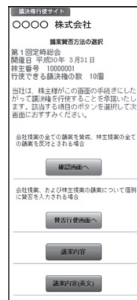
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにてログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

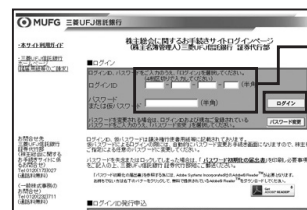
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

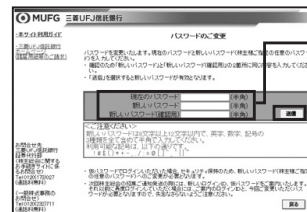
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(ご注意事項)

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について＞

定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおり実施させていただき予定です。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・感染リスクを避けるため、可能な限りご出席はお控えいただき、議決権行使書用紙又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、お願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、ご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。これらに該当しない方でも、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、新型コロナウイルス等の感染症が疑われる方は、ご出席なさらないようお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様の体温を確認するため、検温させていただきます。体調がすぐれないと見受けられる方や体温の高い方におかれましては、総会会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用と会場でのアルコール消毒をお願い申し上げます。
- ・感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、80席程度にいたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、開催時間を短縮し、議事における報告事項（監査報告を含みます。）の具体的な説明等は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zuiko.co.jp/>) でお知らせいたします。

【当社の対応について】

- ・役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・感染防止のため、お飲み物の提供は控えさせていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が断続的に続き、経済活動が制限されました。加えて、新たな新型コロナウイルス変異株の急速な拡大で先行き不透明な状況が続いております。しかしながら、先進国を中心としたワクチン接種の進展に伴い、経済・社会活動の制限が段階的に緩和され、欧米をはじめとして設備投資を中心に経済活動が回復基調となり、後半にかけては持ち直しの傾向となりました。

このような経済環境のもと、当社グループでは持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内需要の取込みと海外市場への積極展開に向けて、オンラインを活用した営業活動を積極的に進めてまいりました。また、新本社工場への生産工場の集約と安定稼働を通じて、生産性・収益性向上への取り組みを継続しております。

この結果、当連結会計年度の売上高におきましては、世界的な部材不足や物流の停滞といった供給懸念、原材料価格の高騰等により予想数値を少し下回る結果となりましたが、利益におきましては、製造原価の低減と経費削減を継続して行うことにより、予想数値以上の結果を計上することができました。

主な製品別売上高につきましては、生理用ナプキン製造機械3,754百万円（前期比24.3%増）、小児用紙オムツ製造機械11,118百万円（同16.2%増）、大人用紙オムツ製造機械4,568百万円（同20.8%減）、その他機械1,615百万円（同28.2%減）、部品2,038百万円（同0.8%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高23,580百万円（前期比2.1%増）、営業利益2,145百万円（同13.4%増）、経常利益2,421百万円（同15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,736百万円（同7.2%増）となりました。

また、個別の業績につきましては、売上高17,151百万円（前期比5.6%増）、営業利益2,086百万円（同74.4%増）、経常利益2,377百万円（同79.3%増）、当期純利益1,688百万円（同85.9%増）となりました。

なお、受注状況につきましては、当連結会計年度中の受注高24,937百万円（前期比7.9%減）、当連結会計年度末の受注残高19,323百万円（同7.5%増）となりました。

（製品別売上高）

製 品 別	第58期(2021年2月期)		第59期(2022年2月期)		前 期 比 増 減 (△)
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生理用ナプキン製造機械	3,019	13.1	3,754	15.9	24.3
小児用紙オムツ製造機械	9,567	41.4	11,118	47.1	16.2
大人用紙オムツ製造機械	5,766	25.0	4,568	19.4	△20.8
そ の 他 機 械	2,250	9.7	1,615	6.9	△28.2
部 品	2,021	8.8	2,038	8.6	0.8
そ の 他	461	2.0	486	2.1	5.6
合 計 (う ち 海 外)	23,087 (15,944)	100.0 (69.1)	23,580 (17,477)	100.0 (74.1)	2.1 (9.6)

（製品別受注状況）

製 品 別	第58期(2021年2月期)		第59期(2022年2月期)		前 期 比 増 減(△)	
	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
生理用ナプキン製造機械	3,191	3,316	3,653	3,214	461	△101
小児用紙オムツ製造機械	10,833	8,237	11,862	8,982	1,028	744
大人用紙オムツ製造機械	7,740	5,245	3,299	3,976	△4,441	△1,268
そ の 他 機 械	2,817	1,167	3,597	3,149	779	1,982
部 品	2,021	—	2,038	—	16	—
そ の 他	461	—	486	—	25	—
合 計 (う ち 海 外)	27,066 (19,496)	17,966 (15,184)	24,937 (19,671)	19,323 (17,378)	△2,129 (175)	1,356 (2,193)

2. 対処すべき課題

当社グループでは、2021年2月期～2023年2月期の3カ年を対象とした「第2次中期経営計画」を策定し、当該策定内容の実現及び2023年以降の更なる飛躍に向けて、以下の課題に取り組めます。

(1) 新製品開発による企業価値の強化

変化し続けるグローバル市場のニーズを的確に捉えるとともに、時代を先取りする独創性と技術力で新コンセプト機の設計・開発に取り組んでまいります。

また、このたび介護事業プロジェクトを発足させることとなりました。新しい分野にも当社グループの技術を活かし、介護の現場が抱える問題解決の一助を担えるよう取り組んでまいります。

常に新しい価値を創造し、心身の健康を保つ製品に発展させることで人々の自立した生活を支援し、世界の人々の健康や福祉に貢献できるよう推進してまいります。

(2) 生産最適化による収益力の強化

2021年11月、大阪府茨木市彩都に新工場を建設し本社を移転いたしました。

分散した工場を集約することで情報と人の交流を活発化し、これまでの業務フローを抜本的に見直すことで付加価値・生産性の高いモノづくりを実現するとともに、収益性の更なる向上を目指します。

また、新工場の屋上などを利用して太陽光発電システムを導入することが決定し、エネルギーコスト削減の取り組みを強化していくことに加え、環境に配慮したモノづくりを加速させて、SDGsの実現に向けて貢献してまいります。

(3) 組織力の強化

当社グループ全体のガバナンス体制を強化し、THE ZUIKO WAYに基づく高い倫理観によって誠実な対応を徹底してまいります。また、モノづくりへの原点回帰を図りつつ、当社グループの従業員が健康で働きがいをもって活躍できる環境整備に努めるとともに、ジェンダーや国籍にとらわれないダイバーシティのある人材登用を推進してまいります。

これらの重点施策を中長期的な経営戦略として着実に実行し、当社グループ一丸となって、「第2次中期経営計画」に掲げる2023年度の目標である連結売上高：260億円、連結営業利益率：10%、ROE：10%の達成を目指すとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

3. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第56期 (2019年2月期)	第57期 (2020年2月期)	第58期 (2021年2月期)	第59期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高(百万円)	26,424	27,608	23,087	23,580
経常利益(百万円)	2,257	2,431	2,103	2,421
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,645	1,757	1,620	1,736
1株当たり当期純利益(円)	62.63	66.91	61.69	66.07
総資産(百万円)	38,484	34,942	42,325	50,213
純資産(百万円)	24,853	26,110	27,480	30,055
1株当たり純資産額(円)	943.25	990.20	1,041.69	1,138.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額については自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期における総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 当社は、2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2,560百万円であり、その主なものは、当社本社移転に伴う新工場建設の工事に係る支出によるものであります。

当連結会計年度は、設備資金に充当するため、長期借入金により3,000百万円の資金調達を行いました。

当社グループの運転資金及び設備投資等に必要な資金を、自己資金に加えて、当該借入金及び社債(社債は第58期に発行済)によりまかなっております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
瑞光（上海）電気設備有限公司	中華人民共和国 上海市	1,850万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医療用消耗品の製造販売 ペット用品及び介護用品の製造販売
ZUIKO INC.	アメリカ合衆国 ジョージア州	150万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	4,000万 ブラジルレアル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク都	7,400万 タイバーツ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	240万 米ドル	100.0% (1.0%)	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 カルナタカ州	65百万 ルピア	100.0% (0.00002%)	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	25千 ユーロ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER	大阪府茨木市	50,000千円	100.0%	衛生用品、医療機器、医療用中間材料製造機械及び産業廃棄物リサイクル設備等の高度な研究開発と技術支援

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 株式会社ZUIKO INNOVATION CENTERは、2021年6月に設立しております。
3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

6. 主要な事業内容

生理用ナプキン製造機械、紙オムツ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

7. 主要拠点等

(当社)

本社並びに工場	大阪府茨木市
鳥飼中工場	大阪府摂津市
鳥飼上工場	大阪府摂津市
鳥飼本町工場	大阪府摂津市
鶴野工場	大阪府摂津市

(瑞光（上海）電気設備有限公司)

本社並びに工場	中華人民共和国
---------	---------

(株式会社瑞光メディカル)

本社並びに工場	大阪府摂津市
---------	--------

(ZUIKO INC.)

本社	アメリカ合衆国
----	---------

(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)

本社並びに工場	ブラジル連邦共和国
---------	-----------

(ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.)

本社	タイ王国
----	------

(PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA)

本社	インドネシア共和国
----	-----------

(ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED)

本社	インド共和国
----	--------

(ZUIKO EUROPE GMBH)

本社	ドイツ連邦共和国
----	----------

(株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER)

本社	大阪府茨木市
----	--------

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人数 639名（前連結会計年度末比11名減）

(2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
316名	13名減	38.2歳	10.0年

(注) 上記使用人数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）17名は含んでおりません。

9. 主要な借入先の状況

借入先	借入額（千円）
株式会社日本政策投資銀行	3,000,000

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 76,000,000株
2. 発行済株式の総数 26,289,312株（自己株式2,510,688株を除く。）
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 2,610名
5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	5,587	21.25
有限会社和田ホールディングス	3,600	13.69
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	2,231	8.49
和田 明 男	2,000	7.61
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M44	1,401	5.33
ユニ・チャーム株式会社	980	3.73
BNYM AS AGT / CLTS 10 PERCENT	707	2.69
白十字株式会社	615	2.34
株式会社GM INVESTMENTS	520	1.97
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	514	1.95

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 当社は、自己株式を2,510,688株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 12,600株	3名

- (注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

Ⅲ 新株予約権等の状況

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 新株予約権 1個当たり	行使価額 株式 1株当たり	行使期間
第1回 新株予約権	2016年 6月1日	308個	普通株式 30,800株	93,350円	1円	2016年 6月2日から 2066年 6月1日まで
第2回 新株予約権	2017年 6月1日	364個	普通株式 36,400株	78,550円	1円	2017年 6月2日から 2067年 6月1日まで
第3回 新株予約権	2018年 6月1日	316個	普通株式 31,600株	72,250円	1円	2018年 6月2日から 2068年 6月1日まで
第4回 新株予約権	2019年 6月3日	344個	普通株式 34,400株	69,675円	1円	2019年 6月4日から 2069年 6月3日まで
第5回 新株予約権	2020年 6月1日	192個	普通株式 19,200株	86,575円	1円	2020年 6月2日から 2070年 6月1日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された当社の新株予約権等

	新株予約 権の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	152個	普通株式 15,200株	取締役(社外取締役を除く) 3名 152個
第2回新株予約権	196個	普通株式 19,600株	取締役(社外取締役を除く) 3名 196個
第3回新株予約権	220個	普通株式 22,000株	取締役(社外取締役を除く) 3名 220個
第4回新株予約権	240個	普通株式 24,000株	取締役(社外取締役を除く) 3名 240個
第5回新株予約権	192個	普通株式 19,200株	取締役(社外取締役を除く) 3名 192個

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梅 林 豊 志	最高経営責任者（CEO） 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取 締 役	和 田 昇	
取 締 役	牧 村 員 利	
取 締 役	徐 毅	瑞光（上海）電気設備有限公司 総経理 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長
取 締 役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取 締 役	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SHIFT 取締役副社長
常 勤 監 査 役	岩 室 直	
監 査 役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長
監 査 役	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役

- (注) 1. 取締役日置政克及び佐々木道夫の両氏は社外取締役であり、監査役竹内隆夫及び木村恵子の両氏は社外監査役であります。
2. 取締役和田昇氏は当社取締役会長に就任しておりましたが、2021年5月18日付で会長職を退任しております。
3. 取締役牧村員利氏は、当社ソリューション統括部長に就任しておりましたが、2021年5月21日の統括部長制度の廃止に伴い同日付で同統括部長職を退任の上、同日付で生産・業務・プロセス改革プロジェクト管掌に就任し、その後、プロジェクトの終了に伴い2022年1月1日付で同管掌を外れております。
4. 取締役徐毅氏は当社グローバル統括部長に就任しておりましたが、2021年5月21日の統括部長制度の廃止に伴い同日付で同統括部長職を退任しております。
5. 取締役日置政克氏は2021年11月25日付で瑞光（上海）電気設備有限公司董事に就任しております。
6. 監査役木村恵子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役日置政克、佐々木道夫及び監査役木村恵子の3氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等については、当社は、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、2021年4月5日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決議しております。

イ 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成しております。

② 固定金銭報酬の額又はその決定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当社は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に対しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととしております。

③ 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしております。

- ④ 非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭報酬との割合を適切に設定するものとしております。業務執行取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしております。

- ⑤ 固定金銭報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて、具体的な割合については役員人事・報酬諮問委員会における検討を行います。

業務執行取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、役員人事・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬に関する業績指標の目標値が達成された場合には、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬は66.7：22.2：11.1としております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各業務執行取締役の担当業務の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価分配としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で業務執行取締役の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定するものとしております。

ウ 取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容の決定を、代表取締役社長梅林豊志に委任しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容については、代表取締役が、役員人事・報酬諮問委員会による審議及び取締役会に対する答申を最大限尊重して決定しており、また、取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬）については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で業務執行取締役の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定められた監査役全員の報酬限度の範囲内で決定しております。

監査役については、基本報酬である月例の固定金銭報酬のみを支給しており、その個人別の報酬は監査役の協議により決定することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	186,538千円 (16,200千円)	101,699千円 (16,200千円)	70,823千円 (-)	14,015千円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,200千円 (9,600千円)	19,200千円 (9,600千円)	- (-)	- (-)
計	9名	205,738千円	120,899千円	70,823千円	14,015千円

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬に関する事項

- (1) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績指標の内容は下記(2)の表のとおりとなります。これらの指標を選択した理由は、企業価値の持続的な向上を図り株主利益に連動させるものとして、当期の業務執行の成果を統合的かつ客観的に示すものであると判断したためであります。

これらの指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を当事業年度に係る業績連動報酬の額としております。

- (2) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

業績評価指標	目標	実績
	(2021年4月5日発表)	(2022年4月5日発表)
売上高	26,000百万円	23,580百万円
営業利益	2,200百万円	2,145百万円
当期純利益	1,530百万円	1,736百万円
ROE	10%	6.1%

3. 非金銭報酬に関する事項

後記「(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の任期期間とし、取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与しております。その交付状況は前記「II. 6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長梅林豊志にその具体的内容の決定権限を委任しており、これに基づき、代表取締役社長は、取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の具体的内容を決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、代表取締役社長に対して委任した当該権限が適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において、限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。

さらに、2021年5月18日開催の第58回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度として、取締役（社外取締役を除く。）に対して年額50百万円以内の範囲で金銭債権を支給し、当該金銭債権の支給を受けた取締役が同金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式を合計年50,000株以内で割り当てること、並びに当該普通株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬等の額は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において、限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社と当該法人等との関係
社外取締役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役	—
	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SHIFT 取締役副社長	—
社外監査役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長	—
	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役	—

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	日 置 政 克	14/14回	—	グローバル企業かつ製造業における経営部門での責任者としての見識・経験に基づき経営体質の改善に向けての枢要な発言をいたしております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役の選任及び取締役の処遇などの客観性と公正性の確保において適切な役割を果たしております。
	佐々木 道 夫	14/14回	—	経営者としての立場から営業やマーケティングの分野に関する幅広い経験・知識に基づき企業価値向上の要諦となる発言をいたしております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役の選任及び取締役の処遇などの客観性と公正性の確保において適切な役割を果たしております。
社外監査役	竹 内 隆 夫	14/14回	14/14回	弁護士としての企業法務等に関する専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また、監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。
	木 村 恵 子	14/14回	14/14回	公認会計士・不動産鑑定士・税理士としての専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、瑞光（上海）電気設備有限公司の計算関係書類の監査をEY中国が行っております。

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

42,000千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54,347千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. 等5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務等を委託し、その対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして、時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、国内はもとより海外にも積極的に事業展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で事業基盤を拡大することにより、世界の人々へ貢献できる企業へと発展していくことを目指しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、中長期的な視点に立った企業活動を行うことで当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様が判断されるべきであると考えております。しかしながら、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう可能性がある大規模な買付行為がなされた場合の具体的な対応策等につきましては、状況に応じ然るべき対策を株主の皆様にお諮りすることも含め、今後とも慎重に検討をすすめます。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたってまいりました。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30%を目標に安定的かつ継続的な成長を目指しております。また、自己株式取得については、戦略投資や財務状況を総合的に勘案しつつ、1株当たりの株主価値と資本収益性の向上にとって必要と認める場合には、適宜実施することとしております。

当事業年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、2021年11月1日に実施した中間配当6円20銭と2022年5月17日開催予定の第59回定時株主総会における剰余金の処分議案の承認可決を条件とした期末配当10円（当初発表の1株当たり7円55銭に2円45銭を増配）を合わせ、1株当たりの年間配当を16円20銭とさせていただく予定であります。

当事業年度の自己株式取得については、単元未満株式の買取りなど軽微なものを除き実施しておりません。

今後も不透明な経営環境が続くことが想定されますが、引き続き業績向上と財務体質強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元につなげてまいります。

連結貸借対照表

(2022年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	31,140,802	流動負債	11,888,861
現金及び預金	13,852,559	支払手形及び買掛金	1,738,117
受取手形及び売掛金	4,839,678	電子記録債務	2,672,542
電子記録債権	2,624,365	1年内返済予定の長期借入金	250,000
商品及び製品	95,081	リース債務	4,185
仕掛品	6,736,832	未払金	557,621
原材料及び貯蔵品	1,609,164	未払法人税等	756,735
未収消費税等	950,375	未払消費税等	8,776
その他	509,391	前受金	4,630,786
貸倒引当金	△76,647	賞与引当金	296,090
固定資産	19,072,416	役員賞与引当金	32,800
有形固定資産	16,246,407	製品保証引当金	65,515
建物及び構築物	8,206,748	資産除去債務	31,731
機械装置及び運搬具	1,018,108	その他	843,959
土地	6,057,847	固定負債	8,268,705
リース資産	13,709	社債	5,000,000
建設仮勘定	398,080	長期借入金	2,750,000
その他	551,912	リース債務	12,406
無形固定資産	816,571	長期未払金	471,255
ソフトウェア	441,964	繰延税金負債	6,882
その他	374,607	資産除去債務	28,161
投資その他の資産	2,009,438	負債合計	20,157,566
投資有価証券	1,569,229	純資産の部	
退職給付に係る資産	11,497	株主資本	29,077,978
繰延税金資産	311,970	資本金	1,888,510
その他	116,741	資本剰余金	2,765,633
資産合計	50,213,219	利益剰余金	25,015,764
		自己株式	△591,929
		その他の包括利益累計額	863,410
		その他有価証券評価差額金	914,729
		土地再評価差額金	△1,165,229
		為替換算調整勘定	1,111,990
		退職給付に係る調整累計額	1,921
		新株予約権	114,263
		純資産合計	30,055,652
		負債・純資産合計	50,213,219

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,580,821
売上原価		18,243,019
売上総利益		5,337,801
販売費及び一般管理費		3,191,894
営業利益		2,145,907
営業外収益		
受取利息	136,862	
受取配当金	39,942	
為替差益	53,169	
その他の	81,511	311,486
営業外費用		
支払利息	9,905	
社債利息	24,000	
その他の	1,514	35,420
経常利益		2,421,974
特別利益		
固定資産売却益	3,106	3,106
特別損失		
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	8,333	
減損損失	51,739	60,103
税金等調整前当期純利益		2,364,977
法人税、住民税及び事業税	881,562	
法人税等調整額	△ 253,281	628,281
当期純利益		1,736,696
親会社株主に帰属する当期純利益		1,736,696

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,016,877	流動負債	7,046,119
現金及び預金	5,807,018	電子記録債務	2,672,542
電子記録債権	2,624,365	買掛金	611,311
売掛金	5,273,844	1年内返済予定の長期借入金	250,000
原材料	318,355	リース債務	1,279
仕掛品	2,872,951	未払金	391,138
前渡金	112,476	未払法人税等	706,103
前払費用	49,551	前受金	1,998,011
未収消費税等	928,388	預り金	21,932
関係会社貸付金	50,000	前受収益	764
その他	56,572	賞与引当金	269,000
貸倒引当金	△76,647	役員賞与引当金	32,800
固定資産	19,554,292	製品保証引当金	41,953
有形固定資産	13,583,265	資産除去債務	31,731
建物	6,069,662	その他	17,552
構築物	309,058	固定負債	8,249,519
機械及び装置	334,463	社債	5,000,000
車両及び運搬具	9,281	長期借入金	2,750,000
工具、器具及び備品	472,411	リース債務	3,197
土地	5,988,285	長期未払金	465,161
リース資産	3,948	資産除去債務	28,161
建設仮勘定	396,153	その他	3,000
無形固定資産	296,316	負債合計	15,295,639
ソフトウェア	295,632	純資産の部	
電話加入権	683	株主資本	22,411,768
投資その他の資産	5,674,711	資本金	1,888,510
投資有価証券	1,569,229	資本剰余金	2,765,633
関係会社株式	887,465	資本準備金	2,750,330
関係会社出資金	2,954,500	その他資本剰余金	15,303
長期前払費用	35,332	利益剰余金	18,349,554
前払年金費用	8,729	利益準備金	206,864
繰延税金資産	147,044	その他利益剰余金	18,142,690
その他	72,410	固定資産圧縮積立金	100,992
資産合計	37,571,170	別途積立金	10,500,000
		繰越利益剰余金	7,541,697
		自己株式	△591,929
		評価・換算差額等	△250,500
		その他有価証券評価差額金	914,729
		土地再評価差額金	△1,165,229
		新株予約権	114,263
		純資産合計	22,275,530
		負債・純資産合計	37,571,170

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年2月21日から
2022年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,151,648
売 上 原 価		12,839,476
売 上 総 利 益		4,312,171
販売費及び一般管理費		2,225,464
営 業 利 益		2,086,707
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	211	
受 取 配 当 金	236,072	
受 取 賃 貸 料	8,964	
為 替 差 益	39,262	
そ の 他	51,805	336,316
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,867	
社 債 利 息	24,000	
賃 貸 収 入 原 価	11,593	
そ の 他	64	45,525
経 常 利 益		2,377,497
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,449	1,449
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,818	
減 損 損 失	51,739	59,557
税 引 前 当 期 純 利 益		2,319,389
法人税、住民税及び事業税	811,973	
法 人 税 等 調 整 額	△180,889	631,084
当 期 純 利 益		1,688,305

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月9日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の2021年2月21日から2022年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月9日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の2021年2月21日から2022年2月20日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月21日から2022年2月20日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月11日

株式会社 瑞 光 監査役会

常勤監査役 岩 室 直 ⑩

監 査 役 竹 内 隆 夫 ⑩

監 査 役 木 村 恵 子 ⑩

(注) 監査役竹内隆夫及び監査役木村恵子は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたっております。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30%を目標に安定的かつ継続的な成長を目指しております。なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

つきましては、2022年2月期の期末配当を、1株当たり10円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額262,893,120円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月18日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当金は、中間配当6円20銭と期末配当10円、合計16円20銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役である役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで決定しております。

以下の取締役6名の選任をご承認いただき、更なる成長に向けた迅速かつ適切な業務執行機能及び健全かつ透明性の高いコーポレートガバナンス機能を有する経営体制を構築したいと存じます。

社外取締役を含む取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>【再任】</p> <p>うめ ばやし とよ し 梅 林 豊 志 (1963年9月29日生)</p>	<p>1990年4月 当社入社 2002年4月 当社設計部長 2003年5月 当社取締役設計部長 2009年4月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事（現任） 2011年1月 当社取締役 2018年3月 当社代表取締役副社長執行役員COO 2018年5月 当社代表取締役副社長COO 2020年5月 当社代表取締役社長CEO（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 梅林豊志氏は、当社代表取締役社長として中期経営計画の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、当社グループの事業及び経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	25,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
2	<p>【再任】</p> <p>徐毅 (1974年6月28日生)</p>	<p>1998年2月 当社入社</p> <p>2003年12月 瑞光（上海）電気設備有限公司 へ出向</p> <p>2013年5月 同社副総経理</p> <p>2015年5月 同社総経理（現任）</p> <p>2016年5月 当社執行役員</p> <p>2017年5月 当社取締役執行役員</p> <p>2017年6月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長（現任）</p> <p>2018年3月 当社取締役執行役員 アジアエリア統括部長</p> <p>2018年5月 当社取締役 アジアエリア統括部長</p> <p>2020年5月 当社取締役 グローバル統括部長</p> <p>2021年5月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 徐毅氏は、中国拠点の礎を築き、強いリーダーシップを発揮して、当社中国事業の成長を牽引してまいりました。その経営能力は当社取締役会の活性化に資するものであり、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてまいりました。</p>	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
3	<p>【再任】</p> <p>和田 昇<small>のぼる</small> <small>わだ</small> <small>和田</small> (1969年9月2日生)</p>	<p>1999年2月 当社入社 2000年6月 当社社長室長 2001年5月 当社取締役社長室長 2003年3月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事 2003年8月 当社取締役 2006年9月 株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長 2008年5月 当社代表取締役社長 2009年4月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長 2017年6月 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事 2018年3月 当社代表取締役社長執行役員CEO 2018年5月 当社代表取締役社長CEO 2020年5月 当社取締役会長 2021年5月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 和田昇氏は、2008年以来、当社代表取締役社長・取締役会長を歴任し、海外展開を含む新たな仕組みづくりなど、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。これらの経験や知識を業務執行の監督に活かすことにより、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>	126,680株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
4	<p>【新任】</p> <p>あさ だ のり ひろ 浅田 哲 弘 (1956年12月14日生)</p>	<p>1979年4月 日興証券株式会社（現SMB C 日興証券株式会社）入社</p> <p>1996年9月 同社アジア香港社長</p> <p>1999年5月 東京三菱証券株式会社（現三菱 UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社）入社</p> <p>1999年7月 同社三菱セキュリティーズイン ターナショナル（ロンドン）副 社長</p> <p>2004年4月 同社本社投資銀行第一部部長</p> <p>2006年7月 同社エクイティ営業部長</p> <p>2008年4月 同社ソリューショングループ長</p> <p>2010年6月 国際投信投資顧問株式会社（現 三菱UFJ国際投信株式会社） 常勤監査役</p> <p>2016年4月 アジアエリア統括部長 株式会社コンサルティングオフ イスASADA代表取締役社長</p> <p>2022年1月 当社入社経営戦略部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>浅田哲弘氏は、30年以上にわたる証券会社での経験を活かし、2020年6月1日から2021年12月31日までの間、株式会社コンサルティングオフィスASADAのコンサルタントとして当社の経理・財務に関して現行業務の改善だけでなく、高い視座での中長期的な取り組みに関する助言をしてまいりました。当社入社後は、IR活動の企画推進等にも注力して企業価値向上に努めております。また、海外での駐在経験もあり、経営経験も有していることから当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者としてしました。</p>	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 株式数
5	<p>【再任】</p> <p>ひ おき まさ かつ 日 置 政 克</p> <p>(1950年7月30日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1975年4月 株式会社小松製作所入社</p> <p>2004年4月 同社執行役員</p> <p>2008年4月 同社常務執行役員</p> <p>2012年7月 同社顧問</p> <p>2014年6月 THK株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2014年11月 株式会社すき家本部 (現株式会社すき家) 社外取締役(現任)</p> <p>2015年4月 立命館大学大学院 経営管理研究科客員教授</p> <p>2016年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年11月 瑞光(上海)電気設備有限公司 董事(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日置政克氏は、グローバル企業で培われた経営や人事・総務に関する高度な見識と豊富な経験を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長として委員会に出席し積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	<p>【再任】 佐々木 道夫 (1957年3月7日生) 社外取締役候補者</p>	<p>1982年3月 リード電機株式会社 (現株式会社キーエンス) 入社 1999年6月 同社取締役AP S U L T 事業部長兼事業推進部長 2000年12月 同社代表取締役社長 2010年12月 同社取締役特別顧問 2017年5月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役(現任) 2018年11月 株式会社SH I F T社外取締役 2020年11月 同社取締役副社長(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐々木道夫氏は、グローバル企業で培われた営業・マーケティング分野に関する高度な見識と豊富な経験、また会社経営者として多面的な経営判断に必要な見識・経験等を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。</p>	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。浅田氏を除く各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。また、浅田氏が選任された場合には当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、任期途中で当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象とされる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

3. 社外取締役候補者について

(1) 社外取締役としての独立性について

当社グループと日置政克氏及び佐々木道夫氏それぞれの業務執行者としての兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性基準(後掲【ご参考】社外取締役の独立性基準をご参照ください。)により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分

独立性を有していると判断いたしました。

(2) 当社子会社の役員

日置政克氏は、当社の子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司の董事であります。なお、同氏は瑞光（上海）電気設備有限公司の業務執行権限を有しておりません。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、日置政克氏及び佐々木道夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 当社の社外取締役に就任してからの年数について

本総会終結の時をもって、日置政克氏は在任6年となり、佐々木道夫氏は在任5年となります。

4. 当社は、日置政克氏及び佐々木道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

【ご参考】 社外取締役の独立性基準

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めております。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先的意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断に当たっては、会社法施行規則第74条第4項第7号ニまたは同規則第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間において、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記(1)から(4)に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 過去1年間において、上記(b)に該当していた者

(d) 過去1年間において、当社の業務執行者であった者

【ご参考】本総会終結後の取締役会のスキル・マトリックス

氏名	役位 及び 担当	独 立 性	当社が特に期待する分野							
			経 営 経 験	経 営 企 画	営 業 マ ーケ ーテ ィン グ	技 術 製 造 開 発	財 務 会 計	人 材 労 務 開 発	法 務 ガ バ ナ ン ス リ ス ク ネ グ レ ット	海 外 展 開
梅 林 豊 志	代表取締役 社長CEO		●			●			●	●
徐 毅	取締役		●		●					●
和 田 昇	取締役		●							
浅 田 哲 弘	取締役		●				●			
日 置 政 克	社外取締役	●						●		
佐々木道夫	社外取締役	●	●		●					
岩 室 直	常勤監査役		●		●					●
竹内隆夫	社外監査役	●							●	
木村恵子	社外監査役	●	●				●		●	

※上記スキル・マトリックスは、各取締役及び各監査役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場行シャトルバス乗り場ご案内図

・ 阪急茨木市駅発

【運行日】 2022年5月17日（火）

【発着場所】 阪急茨木市駅 西出口バスバース

・ 阪急茨木市駅 西出口バスバース



当社スタッフが乗り場付近にて誘導を行います。

※当日の道路交通事情によりご到着時間が異なる場合がございます。

・ 往路運行ダイヤ

車種	阪急茨木市駅 西出口 バスバース発	⇒	(株)瑞光着
大型 バス	9 : 10	⇒	9 : 40

復路は当日会場にてご案内いたします。

株主総会会場ご案内図



※駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、お願い申し上げます。ご出席される場合には、マスク着用などの感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。

なお、座席数は80席程度ご用意しておりますが、ご来場いただきましても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zuiko.co.jp/>) でお知らせいたします。